

日本の違法伐採対策の 現状とその課題



認定NPO法人 国際環境NGO FoE Japan
三柴 淳一



グリーン購入法基本方針(2006年4月改正)

● 判断の基準(必須事項)

1. 間伐材、林地残材又は小径木であること
2. 1.を満たすことが困難な場合は、原料として使用される原木は、その**伐採に当たって**生産された国における森林に関する法令に照らし**合法的な木材**であること

● 配慮事項

- 原料として使用される原木(間伐材、林地残材、小径木を除く)は、**持続可能な森林経営**が営まれている森林から産出されたものであること



違法伐採対策の流れ

- 1998年G8バーミンガムサミット、森林行動プログラム(G8森林専門家報告書)
- 2001年東アジアFLEG(バリ)
- 2005年G8グレン・イーグルスサミット
日本政府はG8首脳会合で「日本政府の気候変動イニシアティブ」を公表
- 2006年改正G法施行

2006年以降は主に国内における
違法伐採対策/合法木材認知、取組み、普及に注力

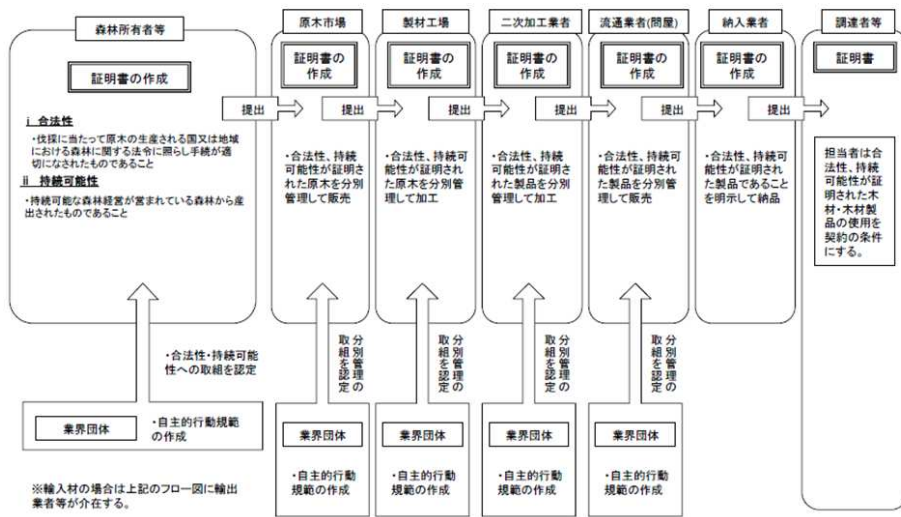


G法 - 合法木材ガイドライン

● 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

1. 森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法
2. 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法
3. 個別企業等の独自の取組(注:トレーサビリティ構築など)による証明方法





出所: 合法ナビから

合法性と持続可能性

- 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(林野庁 平成18年2月)における定義は以下のとおり
- 合法性:
伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続きが適切になされたものであること
- 持続可能性:
持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること

合法木材に関する取り組み グリーン購入法

国等による環境物品等の調達に関する法律 (2000年法律第100号)

- 環境負荷の低減に資する物品・役務(環境物品等)について国等の公的部門における調達の推進、情報提供等により、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

基本方針(閣議決定)

- 環境物品リスト
- 環境物品の要件(判断の基準、配慮事項)の決定
- 調達方針作成のための基本的事項

2006年から、合法性等の証明された木材・木材製品を環境物品(紙類、文具、ベッドフレーム、オフィス家具、公共工事資材)に位置づけ

義務的に実施

努力義務、一般的責務

国会、裁判所、各省庁、
独立行政法人等

地方公共団体等

- 調達方針の作成、公表
- 調達実績の公表

- 調達方針の作成 (努力義務)

民間事業者、国民

- できる限り環境物品等を選択 (一般的責務)

※基本方針や各省等の調達方針の中でガイドラインに基づく合法木材の優先調達を明記

これまでの成果(主な実績)

● 合法木材の供給に取り組む事業者及び供給量の拡大

- ✓ 認定団体数 (2006 → 2010)
108 → 140
中央団体 19 → 22
地方団体 89 → 118
- ✓ 認定事業者数 4,906 → 8,114
「認定事業者における」という限定条件が付く全体では30%程度
中央団体 1,030 → 1,380
地方団体 3,876 → 6,734
- ✓ 国産の素材生産に占める割合 40% → 66%
- ✓ 輸入合板に占める割合(2009) 75%

輸入材における「合法材」

証明書あり, April 2009-March 2010

Items	Import (A) (1,000 m ³)	Evidence received (B) (1,000 m ³)	(B) / (A) (%)
Logs	2,396	786	32.8
Lumber	2,827	60	2.1
Plywood	2,052	1,846	90.0
Other panels	233	15	6.5
Total	7,508	2,707	36.1

出所: JLIA(2010)

その後 - 政府の取組み

- 森林法の改正: 地方への行政指導が可能に
- 木材利用促進法の施行(2010年)
長期優良住宅制度(国交省)により認証材やCoC取得は増加
- 違法伐採対策に関する日中覚書

違法伐採対策に関する日中覚書

- 日中両政府は主に次の事項について、協同して努力することで合意(2011年8月19日)
 1. 自国で伐採、加工、流通並びに輸出入される木材・木材製品の合法性証明の仕組みを構築し、合法木材・木材製品の貿易と利用を促進する
 2. 木材生産国の違法伐採対策を支援する
 3. 国内関係法令・制度や国際的な取組などについて、情報交流と能力向上を行う
 4. 供給・消費者サイドも含めた自主的取組や団体・企業等を含めた民間レベルでの交流を奨励する
 5. 上記の協力内容をレビューし、経験の共有などを進めるため、会合を行う

出所: 林野庁HP (<http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/boutai/110825.html>)

その後 - 民間の取組み

- 民間企業の調達方針策定、運用
- 製紙業界、オフィスサプライ、住宅メーカー、建材メーカー、家具メーカーなどで自社調達方針の策定、および運用が進む
- 森林認証材の利用など「合法性」にとどまらず、「持続可能性」を追求する動きも

今後の懸念

- サラワク材は「人権侵害」として「違法材」になる可能性?!
 - マレーシアの司法の決定: 政府は先住民族の権利を十分に配慮すべき
- 日中間の「合法木材」取引如何によっては、日本が違法材の温床になってしまう可能性?!



植林事業許可地の様子

マレーシア・サラワク州ロンラマ(2010年7月) (c)FoE Japan

植林事業ながらアブラヤシ植栽用に造成



看板には「この土地はセンゴック村長のNCR」

植林事業許可地に含まれる先住慣習地
- マレーシア、サラワク州ピントウル(2009年2月) (c)FoE Japan

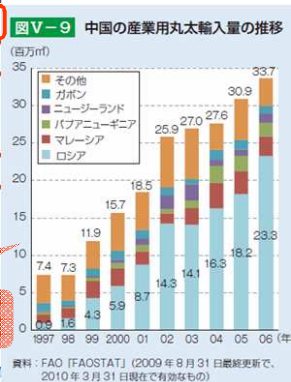
国際的なサラワクの評価?

- EU-FLEGT-VPAが暗礁に乗り上げている理由は、サラワク州。半島部、サバ州のみで合意する、という噂もある
- 2004~2008年の間、先進国における主要木材輸入国において、違法材輸入割合は日本が最下位。これが根拠となり、サラワク州が動かない理由は日本が原因と考えられている
- グリーンピース・オーストラリアがサムリン社の違法伐採の実態をレポート。(1)伐採地に隣接する国立公園内での伐採、(2)斜度の高い保全すべきエリアで伐採、(3)EIAなしの伐採開始、など複数項目を挙げている
- ノルウェーの年金基金機構はS社への融資を中止

木材輸入実績(2009, 金額ベース)

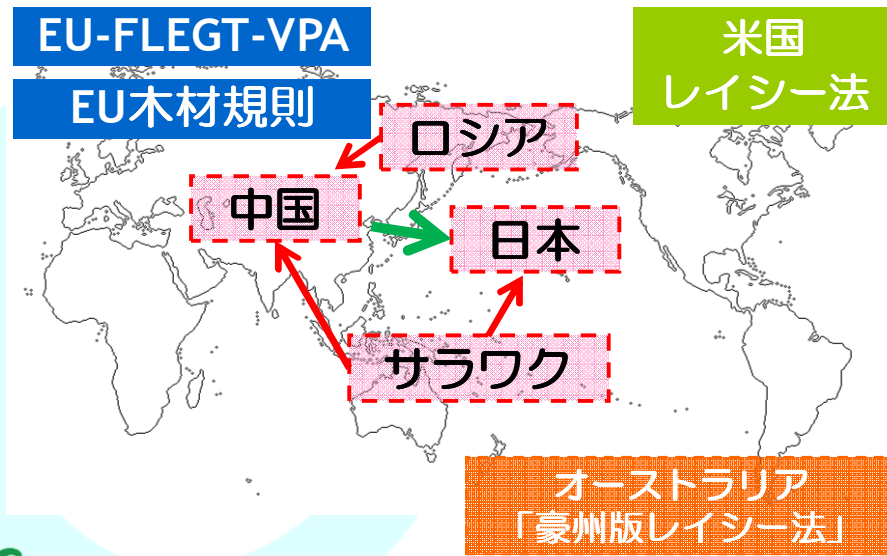
- 木材自給率27.8% → **70%超は輸入材** (林野庁, 2009)

区分	年	2007年	2008年	2009年	前年比(%)
世界計		13,944 (11,841)	11,579 (11,199)	8,119 (8,674)	70 (77)
中国		1,838 (1,561)	1,600 (1,548)	1,257 (1,343)	79 (87)
マレーシア		1,800 (1,528)	1,494 (1,445)	958 (1,023)	64 (71)
カナダ		1,358 (1,153)	1,267 (1,226)	801 (855)	63 (70)
オーストラリア		1,175 (998)	1,216 (1,176)	742 (793)	61 (67)
インドネシア		1,198 (1,017)	831 (804)	619 (662)	75 (82)
米国		1,032 (877)	917 (887)	583 (623)	64 (70)



素材はロシア、マレーシアなどから

日本が違法材の温床に?!



新戦略計画 (愛知ターゲット)

戦略目標A: 生物多様性を主流化すること

- 4 遅くとも2020年までに、**持続可能な生産と消費のための行動**を取る

戦略目標B: 生物多様性への圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する

- 7 2020年までに、**農業、養殖業、林業が持続的に管理される**

戦略目標C: 生物多様性の状況を改善する

- 11 2020年までに、陸域の17%、海洋の10%を保護区に指定し、保全する

- 12 2020年までに、**絶滅危惧種の絶滅・減少を防止する**

戦略目標D: 生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵を強化する

戦略目標E: 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する

- 18 2020年までに、**先住民と地域社会の伝統的知識、工夫、慣行が完全に認識され、主流化される**



ご清聴、ありがとうございました
Thank you for your attention

www.fairwood.jp
www.foejapan.org
mishiba@foejapan.org